

令和4年(2022年)2月2日

各関係団体の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「新型コロナウイルス感染症に係る保健所業務の重点化に伴う職場における
外出自粛等の指示について」の添付書類の一部改正について

本道における感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る保健所業務の重点化に伴う職場における外出自粛等の指示につきましては、本年1月25日付けでお示したところですが、今般、国において、濃厚接触者の待機期間等に係る取扱いが変更されたことに伴い、道における取扱いにつきましても、国と同様の変更を行うこととし、先般お送りした添付資料を次のとおり一部改正しましたのでお知らせするとともに、御多忙のところ大変恐縮ですが、貴団体の傘下の団体や会員企業等への周知について、御協力くださいますようお願いいたします。

今後の感染拡大の抑制に向け、引き続き、御理解と御協力をお願いします。

記

1 一部改正した添付資料

- (1) 用語説明と全体の流れ
- (2) 接触者のリストアップと対応方法(事業所編)
- (3) リーフレット「『知人が陽性』その時どうする?~新型コロナウイルス感染症への備え~」
- (4) リーフレット「陽性となった皆様をお願いしたいこと~陽性となった方の対応の流れ~」

2 改正の概要

- (1) 濃厚接触者の待機期間について、陽性者と最後に接触した日の翌日から7日間(8日目解除)としたこと。
- (2) ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとしたこと。
- (3) その他文言整理

3 参考

道における積極的疫学調査の重点化の概要、関係資料等は、北海道庁ウェブサイト(「ご自身や身近な人が新型コロナに感染したときの対応について」)に掲載しています。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html

〔 経済部総務課人事係
担当：松浦、中原
電話：(011)204-5315 〕